



# 埼玉県報

号 外 第 5 号  
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日  
金 曜 日

## 目 次

### 条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)

### 規則

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉  
県条例第三十五号）（地域政策課）

### 一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 市町村が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務又は市町村の削除

(二) その他法令改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成二十四年四月一日

ただし、(一)の一部については平成二十五年四月一日、(二)の一部については公布の日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第十五項第一号事務の欄及び同項第二号事務の欄中「第九十六条の二第五項」を「第九十六条の二第七項」に改める。

別表第五十九項第一号事務の欄2及び同項第二号事務の欄2中「第三条の二第九項(同条第十項)」を「第三条の二第六項(同条第七項)」に改める。

別表第九十一項事務の欄18を削り、同欄19中「第一百二条第四項」を「第一百二条第三項」に改め、同欄19を同欄18とし、同欄20を同欄19とする。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項第二号を削り、同項第一号の号番号を削る。

別表第五項市町村の欄中「各市町村(さいたま市及び川越市を除く。)」を「各町村」に改める。

別表中第二十六項を削り、第二十七項を第二十六項とし、第二十八項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三十二項事務の欄中1から5までを削り、6を1とし、同欄7中「6」を「1」に改め、同欄7を同欄2とし、同欄8中「6」を「1」に改め、同欄8を同欄3とし、同欄9を同欄4とし、同欄10中「9」を「4」に改め、同欄10を同欄5とし、同欄11を同欄6とし、同欄12中「11」を「6」に改め、同欄12を同欄7とし、同欄13中「11」を「6」に改め、同欄13を同欄8とし、同欄14を同欄9とし、同欄15中「14」を「9」に改め、同欄15を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 法第十八条第一項の規定による許可

別表第三十二項事務の欄16を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 法第十八条第四項の規定による条件の付与

別表第三十二項事務の欄17中「6、9、11、14、21及び23」を「4、6、9、11、18及び20」に改め、同欄17を同欄14とし、同欄18中「17」を「14」に改め、同欄18を同欄15とし、同欄19中「17」を「14」に改め、同欄19を同欄16とし、同欄20中「19まで及び21から24」を「16まで及び18から21」に改め、同欄20を同欄17とし、同欄21中「6及び11」を「1及び6」に改め、同欄21を同欄18とし、同欄22中「21」を「18」に改め、同欄22を同欄19とし、同欄23中「21」を「18」に改め、同欄23を同欄20とし、同欄24中「23」を「20」に改め、同欄24を同欄21とし、同項を同表第三十一項とし、同表第三十三項を同表第三十二項とする。

別表第三十四項第六号市町村の欄中「(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市を除く。)」を削り、同項第七号を削り、同項を同表第三十三項とし、同表第三十五項から第三十八項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三十九項市町村の欄中「各市(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市を除く。)」を削り、同項を同表第三十八項とし、同表第四十項から第四十三項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第四十四項市町村の欄中「秩父市、狭山市、入間市、和光市、久喜市、北本市、幸手市、」を削り、同項を同表第四十三項とし、同表第四十五項から第四十九項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第五十項市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項を同表第四十九項とし、同表中第五十一項を第五十項とし、第五十二項を第五十一項とする。

別表第五十三項第二号を削り、同項第一号の号番号を削り、同項を同表第五十二項とし、同表第五十四項から第五十九項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第六十項第二号を削り、同項第一号事務の欄3から5までを削り、同号市町村の欄中「熊谷市」を「さいたま市、川越市、熊谷市」に改め、同号の号番号を削り、同項を同表第五十九項とし、同表中第六十一項を第六十項とし、第六十二項を第六十一項とする。

別表第六十三項第一号事務の欄1中「、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項」を削り、同欄2中「、第十八条の四」を削り、同項第二号事務の欄1中「、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項」を削り、同欄2中「、第十八条の四」を削り、同号市町村の欄中「、上尾市」を削り、同項中第六号を

第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え、同項を同表第六十二項とする。

三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（工場に係るものを除く。）

上尾市

- 1 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一條（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理
- 2 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十八の規定による命令
- 3 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮
- 4 法第十五条第一項、第十五条の二第一項及び附則第十項の規定による勧告
- 5 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（揮発性有機化合物排出施設に係るもの並びに法第二十三条第二項の規定による命令及び要請に係るものを除く。）
- 6 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理（揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く。）
- 7 法第二十七条第四項の規定による要請（揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く。）
- 8 法第二十七条第六項の規定による協議（揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く。）
- 9 法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の申出（揮発性有機化合物排出施設又は揮発性有機化合物に係るものを除く。）
- 10 法附則第十一項の規定による報告の徴収

別表第六十四項を削る。

別表第六十五項第一号事務の欄3中「(法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第二項において準用する場合を除く。)」を削り、同項第三号事務の欄2中「第四十二条第二項」を「法第五十二条の二第二項」に改め、同号市町村の欄中「各市(さいたま市、川崎市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市を除く。)」を削り、同項第四号市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項第五号事務の欄2中「において準用する法第五十二条の二第二項において準用する法第四十二条第二項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)」を「及び第六十五条第三項において準用する法第五十二条の二第二項」に改め、同号市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項第六号市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項を同表第六十三項とする。

別表第六十六項第一号市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項第二号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、人間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項中第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 法に基づく事務のうち、法第六十一条第一項及び第六十六条第一項の規定による許可並びに法第六十六条第	各市(上欄に掲げる事
---	------------

七項の規定による承認に係る書類の受理、送付その他の行為

で第六号及び第七号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市並びにさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市を除く。）

別表第六十六項第八号市町村の欄中「各市町村」を「各町村」に、「市町村並びにさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市」を「町村」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加え、同項を同表第六十四項とする。

六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第六十一条第一項の規定による許可
- 2 法第六十一条第一項の規定による意見の機会との付与

行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上

<p>七 法及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第六十六条第一項の規定による許可</p> <p>2 法第六十六条第二項及び第八項の規定による意見の 聴取</p> <p>3 法第六十六条第三項の規定による条件の付与</p> <p>4 法第六十六条第四項の規定による命令</p> <p>5 法第六十六条第五項の規定による措置及び公告</p> <p>6 法第六十六条第七項の規定による承認</p> <p>7 施行規則第三十九条第五項の規定による公告の掲示 (5の公告に係るものに限る。)</p>	<p>尾市、蕨市、 戸田市、入 間市、朝霞 市、志木市、 和光市、新 座市、桶川 市、久喜市、 北本市、八 潮市、富士 見市、三郷 市、蓮田市、</p> <p>ふじみ野市 市、吉川市、 島市、日高 手市、鶴ヶ 坂戸市、幸 潮市、三郷 市、蓮田市、 北本市、八 潮市、三郷 市、久喜市、 座市、桶川 市、志木市、 和光市、新 座市、桶川 市、久喜市、 北本市、八 潮市、富士 見市、三郷 市、蓮田市、</p>
--	---



坂戸市、幸 手市、鶴ヶ 島市、日高 市、吉川市、 ふじみ野市
--

別表中第六十七項を第六十五項とし、第六十八項から第七十一項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第七十二項を削る。

別表第七十三項第一号事務の欄中「、第五号」を削り、同項を同表第七十項とする。

別表第七十四項市町村の欄中「熊谷市、秩父市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、蓮田市、坂戸市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項を同表第七十一項とする。

別表第七十五項市町村の欄中「各市町村」を「各町村」に改め、同項を同表第七十二項とする。

別表第七十六項市町村の欄中「狭山市、朝霞市、和光市、新座市、北本市、蓮田市、ふじみ野市、」を削り、同項を同表第七十三項とする。

別表第七十七項市町村の欄中「さいたま市、秩父市、飯能市、加須市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、和光市、久喜市、北本市、三郷市、幸手市、吉川市、」を削り、同項を同表第七十四項とし、同表中第七十八項を第七十五項とし、第七十九項を第七十六項とする。

別表第八十項第一号市町村の欄中「行田市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「行田市、飯能市、加須市、東松山市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項第三号市町村の欄中「行田市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、

蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号市町村の欄中「各市町村」を「各町村」に、「市町村並びにさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市」を「町村」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>十 法に基づく事務のうち、法第六十四条第一項及び第六十七条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市並びにさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市及び越谷市を除く。）</p>
--	--

別表第八十項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え、同項を同表第七十七項とする。

<p>七 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第六十七条第一項の規定による許可</p> <p>2 法第六十七条第二項において準用する土地区画整理法第七十六条第二項の規定による意見の聴取</p>	<p>行田市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、</p>
---	------------------------------

- 3 法第百三条の規定による条件の付与（1の許可に係るものに限る。）
- 4 法第百四条第一項の規定による命令（1の許可に係るものに限る。）
- 5 法第百四条第二項の規定による措置及び公告（4の命令に係るものに限る。）

狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市
--

別表中第八十一項を削り、第八十二項を第七十八項とし、第八十三項から第八十五項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第八十六項を削る。

別表第八十七項第二号を削り、同項第一号事務の欄中「（介護老人保健施設に係るものを除く。）」を削り、同欄2から4までを削り、同欄5中「第七十五条、第八十二条、第八十九条、第一百一十一条、第一百五十五条の五並びに」を削り、同欄5を同欄2とし、その次に次のように加える。

3 法第百十五条の三十三第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査別表第八十七項第一号事務の欄6中「第七十六条の二第一項、第八十三条の二第一項、第九十一条の二第一項、第一百三十二条の二第一項、第一百五十五条の八第一項及び」を削り、同欄6を同欄4とし、同欄7中「第七十六条の二第二項、第八十三条の二第二項、第九十一条の二第二項、第一百三十二条の二第二項、第一百五十五条の八第二項及び」を削り、同欄7を同欄5とし、同欄8中「第七十六条の二第三項、第八十三条の二第三項、第九十一条の二第三項、第一百三十二条の二第三項、第一百

五条の八第三項及び」を削り、同欄8を同欄6とし、同欄9中「第七十六条の二第四項、第七十八条、第八十三条の二第四項、第八十五条、第九十一条の二第四項、第九十三条、第一百三十二条の二第四項、第一百五十五条、第一百五十五条の八第四項、第一百五十五条の十及び」を削り、同欄9を同欄7とし、同欄中10から13までを削り、14を8とし、15を削り、同号の号番号を削り、同項を同表第八十二項とし、同表第八十八項から第九十二項までを五項ずつ繰り上げる。

別表第九十三項事務の欄を次のように改め、同項を同表第八十八項とする。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に基づく事務のうち、同法第一百一条第三項の規定による通知の受理
---

別表中第九十四項を第八十九項とし、第九十五項を第九十項とし、第九十六項を第九十一項とする。

別表第九十七項を削る。

別表第九十八項市町村の欄中「行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、」を削り、同項を同表第九十二項とし、同表第九十九項から第一百十二項までを六項ずつ繰り上げる。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第四十項第一号市町村の欄中「熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、志木市、新座市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「秩父市、所沢市、加須市、越谷市、志木市、新座市、久喜市、八潮市、蓮田市、吉川市、」を削る。

別表第四十六項第一号事務の欄中「、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「施行規則」という。）」を削り、1から8までを削り、9を1とし、その次に次のように加える。

2 法第三十五条第三項ただし書及び第三十九条第一項の規定による許可

別表第四十六項第一号事務の欄10を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第三十九条の三第一項並びに法第四十条第一項及び第二項において準用する法第十条の規定による届出の受理

別表第四十六項第一号事務の欄中11を5とし、12を削り、同欄13中「薬局開設者、」を削り、同欄13を同欄6とし、同欄14中「（薬局製造販売医薬品の製造販

売業者を除く。）」及び「(薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。))」を削り、同欄14を同欄7とし、同欄中15を8とし、16を削り、同欄17中「薬局開設者、」を削り、同欄17を同欄9とし、同欄18を削り、同欄19中「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、」を削り、同欄19を同欄10とし、同欄20中「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、」を削り、同欄20を同欄11とし、同欄21から23までを削り、同欄24中「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、」を削り、同欄24を同欄12とし、同欄25中「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、」を削り、同欄25を同欄13とし、同欄中26を削り、27を14とし、同欄28中「3、4、5及び9」を「及び2」に改め、同欄28を同欄15とし、同欄29から35までを削り、同欄36中「薬局開設、」を削り、同欄36を同欄16とし、同欄37中「薬局開設、」を削り、同欄37を同欄17とし、同欄38中「薬局開設、」を削り、同欄38を同欄18とし、同欄中39を削り、40を19とし、同項第三号事務の欄中「施行規則及び」を「薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「施行規則」という。)及び」に改める。

別表中第五十七項を削り、第五十八項を第五十七項とし、第五十九項から第六六項までを一項ずつ繰り上げる。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年埼玉県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第三十一項の改正規定及び第四条のうち知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第三十一項の改正規定中「別表第三十一項」を「別表第三十項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定 公布の日

二 第三条の規定 平成二十五年四月一日

## 規 則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十九号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十四項第七号3、第九十三項第一号17、第九十七項9、第九十八項9、第百項第二号3及び第五号2、第百一項2、第百三項7並びに第百七項第九号9及び第十号11」を「第六十三項第八号3、第九十項第一号17、第九十三項9、第九十四項9、第九十六項第二号3及び第五号2、第九十七項2、第九十九項7並びに第百三項第十号9及び第十一号11」に改め、同条の表第八号上欄中「別表第六十四項第七号3」を「別表第六十三項第八号3」に改め、同表第九号上欄中「別表第九十三項第一号17」を「別表第九十項第一号17」に改め、同表第十号上欄中「別表第九十七項9」を「別表第九十三項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第九十八項9」を「別表第九十四項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第百項第二号3」を「別表第九十六項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第百項第五号2」を「別表第九十六項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第百一項2」を「別表第九十七項2」に改め、同表第十五号上欄中「別表第百三項7」を「別表第九十九項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百七項第九号9」を「別表第百三項第十号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第百七項第十号11」を「別表第百三項第十一号11」に改める。

第二条中「別表第三十一項」を「別表第三十項」に改める。

第三条中「別表第三十三項第五号及び第六号」を「別表第三十三項第六号」に改める。

第四条中「別表第百七項第一号6及び7、」を「別表第百三項第一号6及び7、」に、「並びに第十一号」を「並びに第十二号」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百七項第一号6」を「別表第百三項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百七項第二号6」を「別表第百三項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別

表第一百七項第三号7」を「別表第二百三項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第一百七項第四号7」を「別表第二百三項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第一百七項第五号6」を「別表第二百三項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第一百七項第六号13」を「別表第二百三項第六号13」に改め、同表第七号上欄中「別表第一百七項第十号11」を「別表第二百三項第十号11」に改め、同表第九号上欄中「別表第一百七項第九号9」を「別表第二百三項第九号9」に改め、同表第十号上欄中「別表第一百七項第八号3」を「別表第二百三項第八号3」に改め、同表第十一号上欄中「別表第一百七項第七号7」を「別表第二百三項第七号7」に改め、同表第十二号上欄中「別表第一百七項第六号6」を「別表第二百三項第六号6」に改め、同表第十三号上欄中「別表第一百七項第五号5」を「別表第二百三項第五号5」に改め、同表第十四号上欄中「別表第一百七項第四号4」を「別表第二百三項第四号4」に改め、同表第十五号上欄中「別表第一百七項第三号3」を「別表第二百三項第三号3」に改め、同表第十六号上欄中「別表第一百七項第二号2」を「別表第二百三項第二号2」に改め、同表第十七号上欄中「別表第一百七項第一号1」を「別表第二百三項第一号1」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十項2、第六十三項第八号3、第九十項第一号17、第九十三項9、第九十四項9、第九十六項第二号3及び第五号2、第九十七項2、第九十九項7並びに第百三項第十号9及び第十一号11」を「第五十九項2、第六十二項第八号3、第八十九項第一号17、第九十二項9、第九十三項9、第九十五項第二号3及び第五号2、第九十六項2、第九十八項7並びに第百二項第十号9及び第十一号11」に改め、同条の表第七号上欄中「別表第六十項2」を「別表第五十九項2」に改め、同表第八号上欄中「別表第六十三項第八号3」を「別表第六十二項第八号3」に改め、同表第九号上欄中「別表第九十項第一号17」を「別表第八十九項第一号17」に改め、同表第十号上欄中「別表第九十三項9」を「別表第九十二項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第九十四項9」を「別表第九十三項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第九十六項第二号3」を「別表第九十五項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第九十六項第五号2」を「別表第九十五項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第九十七項2」を「別表第九十六項2」に改め、同表第十五号上欄中「別表第九十九項7」を「別表第九十八項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第百三項第十号9」を「別表第百二項第十号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第百三項第十一号11」を「別表第百二項第十一号11」に改める。

第四条中「別表第百三項第一号6及び7、」を「別表第百二項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第百三項第一号6」を「別表第百二項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第百三項第二号6」を「別表第百二項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第百三項第三号7」を「別表第百二項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第百三項第四号7」を「別表第百二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百三項第五号6」を「別表第百二項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第百三項第六号13」を「別表第百二項第六号13」に改め、同表第七号上欄中「別表第百三項第十二号」を「別表第百二項第十二号」に改める。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。